



# 平成 26 年度 事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

---

# 目 次

---

第1	平成26年度運営方針及び基本方針 .....	1
1	運営方針	
2	基本方針	
第2	法人の概要 .....	2
1	法人の概要	
2	組織図	
第3	事業計画	
1	法人事務局 .....	3
2	心身障害者福祉センター	
(1)	障害者支援施設 .....	5
(2)	附属リハビリテーション病院 .....	7
(3)	体育館 .....	9
3	洛南寮	
(1)	養護老人ホーム .....	10
(2)	救護施設 .....	12
4	東山母子生活支援施設 .....	14
5	視力障害者福祉センター .....	16
6	桃山学園	
(1)	障害児入所施設 .....	18
(2)	児童養護施設 .....	20
7	こども発達支援センター .....	22
8	相談支援事業所 TOMO .....	24
9	発達障害者支援センター .....	25

# 第1 平成26年度運営方針及び基本方針

## 1 運営方針

平成26年度は、第二次新経営改善基本計画の中間年であり、また、2年後の第三期の指定管理者選定を確固たるものにするため、自立経営を視野に入れた組織・財務基盤の確立はもとより、地域社会貢献に向けて各種事業の積極的な推進定着化を図るためにも極めて重要な年度である。

組織財務基盤の確立に向けては、第二次新経営改善基本計画でうたっている財務基盤の確立を図るため、職員を公平に評価し処遇で報いる新人事制度の実施や業務プロセスの見直しによる職員の効率的配置・業務の省力化等による総人件費の縮減、諸経費の節減、各種の増収対策を重点的に取り組む。加えて危機管理組織を整備するなど、今後も社会経済情勢の変動等に左右されず、地域社会から信頼され安定した福祉サービスを提供できる経営、施設運営を目指していくこととする。

また、地域社会への貢献に向けては、障害者や高齢者を対象とした新規事業の実施・充実に努め、また、地域行事や交流事業に積極的に参加し、施設の社会化推進を図り、地域から信頼され、選ばれる施設づくりに職員一丸となって取り組むものとする。

そのためにも、職員一人ひとりが健康で生き生きと働ける活気溢れる職場環境づくりや職員間交流、勤労意欲の喚起につながる取組みを積極的に実施するものとする。

## 2 基本方針

- 1 新経営改善基本計画に基づき、職員の経営意識を更に向上させ、効率的かつ効果的な法人経営に努めます。
- 2 コンプライアンス（法令遵守）の徹底と、ガバナンス（統治）の強化に努めるとともに、アカウントビリティ（説明責任）を果たすことで、一層、法人の公平性・透明性を確保します。
- 3 社会福祉施設職員としての教養を高め、専門技術の向上を図り、利用者ニーズに応え得る人材育成に努めます。
- 4 利用者本位の事業運営と地域福祉の貢献に努め、利用者や地域社会から信頼され、選ばれる施設づくりに努めます。

### 《京都府社会福祉事業団 基本理念》

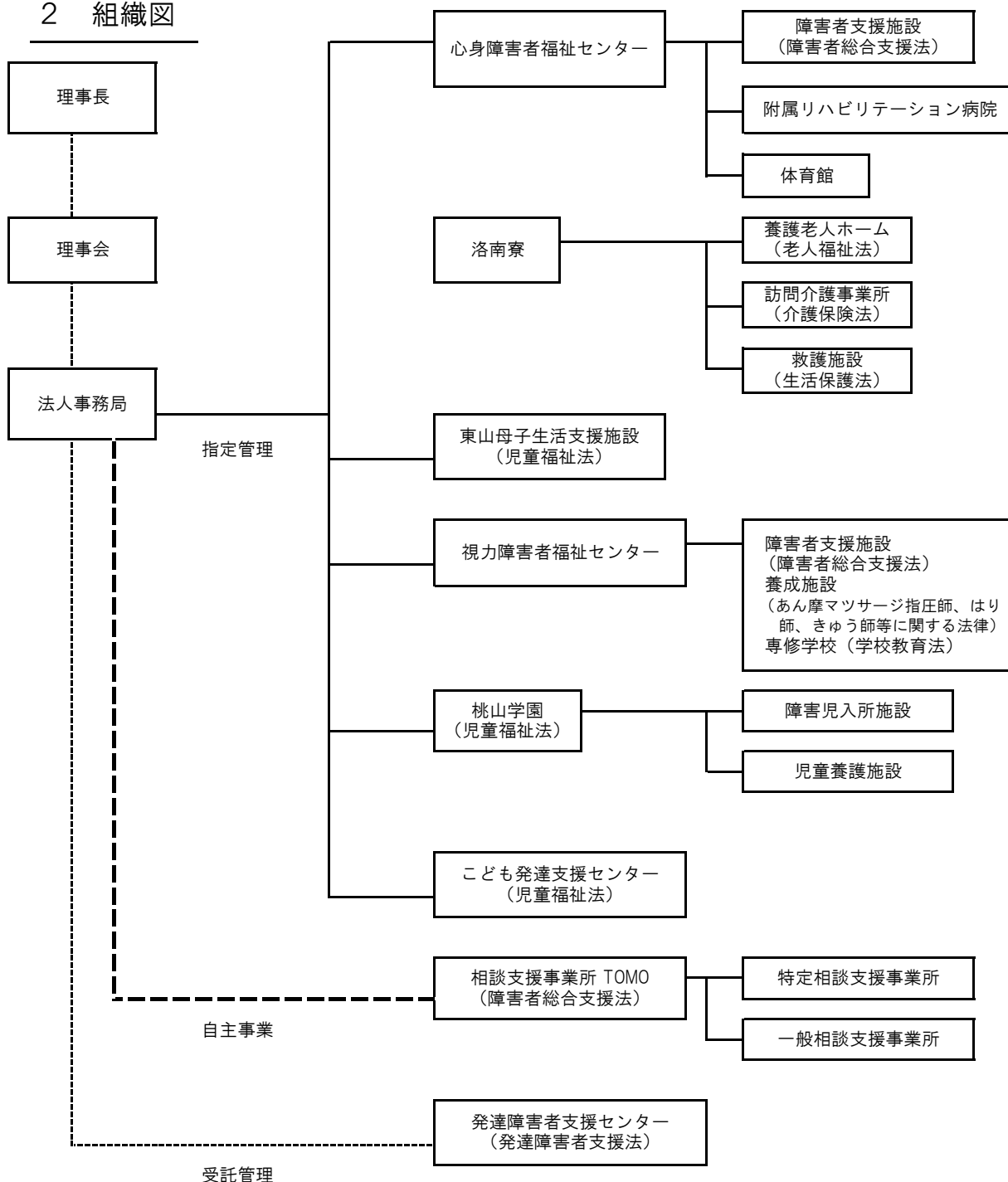
- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

## 第2 法人の概要

### 1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長 塩見 司郎
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

### 2 組織図



## 第3 事業計画

### 1 法人事務局

#### 【運営の方針】

自立経営を視野に入れた組織・財務基盤の確立をめざし、法人の中核的な役割を担う部署として法人内の連携強化に向けて適時の情報発信や共有に努める。

また、新賃金制度及び人事考課制度(試行)については、新たな課題が生じた場合は、的確に対応し、円滑な制度の定着化を図る。

さらに、活気溢れる職場づくりにつながる新たな企画の実施やホームページの更新等一層広報の充実にも努める。

#### 【事業計画】

##### 1 財務基盤の確立

(1) 新賃金制度の円滑な運用と人件費の適正化

(2) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

ア 三半期予算管理制度及び「収支状況評価委員会」（年3回程度）による予算管理の徹底

イ 新会計基準への円滑な移行

(3) 新たな福祉事業（訪問看護事業・居宅介護支援事業等）の運営開始(新規)

##### 2 組織体制の強化

(1) 新賃金制度と連動させた職位別役割基準の制定と職務権限の明確化（新規）

(2) 人事情報データベースの再整備

(3) 危機管理組織体制の強化（リスク分析及びメール配信の活用等）

##### 3 効率的・効果的な事業運営

(1) 法人内の業務プロセス見直し改善策の進行管理

(2) 円滑な総務事務一元化の推進（マニュアルの整備等）

(3) システム揭示版による効果的な情報発信及び情報共有

##### 4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度（試行）の円滑運用・検証

(2) 研修委員会の設置（新規）と研修体系構築による法人内研修の充実

(3) エルダー制度の定着及びOJTの推進

(4) 効果的な職員採用方策の実施（採用計画の作成・学校訪問・インターネットによる広報等）

## 5 福祉サービスの充実

多様なニーズに応じた新たな福祉事業の開設

- ア 就労継続支援B型事業・重度訪問介護事業・居宅介護事業・移動支援事業・同行援  
護事業の開設準備
- イ 求職者訓練制度等による介護職員初任者研修の開催

## 6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

- ア 昨年度提案制度優秀作品より事業化（法人全体）
- イ 朝礼・終礼時に日々の業務報告及び進行管理
- ウ 1分間スピーチの実施による意欲喚起(事務局)

## 2 心身障害者福祉センター

### (1) 障害者支援施設

#### 【運営の方針】

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として、身体障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の生活介護や生活能力維持・向上につながる訓練を行うとともに、利用者の自立心を尊重し、人権・プライドに配慮した支援に努める。

また、新たに高次脳機能障害に特化した「生活訓練事業所」を開設し、附属リハビリテーション病院の専門外来との連携のもと、社会生活復帰、復職に向けた訓練を行う。

併せて、相談支援事業所 TOMOとの連携により、積極的に地域生活への移行を進め、利用者の自立をめざす。

#### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

(1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

(2) 利用料収入増の取組実施

ア 人員配置体制加算 I の継続的实施

イ 介護給付費加算の取得及び随時点検

日中生活介護、短期入所、生活訓練サービスにおける送迎加算の取得

#### 2 組織体制の強化

危機管理対策の強化

ア 危機管理マニュアルの見直し

イ ヒヤリハット・事故報告の検証（毎月）及び事故防止対策の実施（毎月）

ウ 感染症予防対策の徹底

附属リハビリテーション病院の院内感染防止対策マニュアル等に沿った予防策の徹底

#### 3 効率的・効果的な運営

入浴介助の機械化（天井走行リフト等）による業務の省力化

#### 4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度（試行）及びエルダー制度によるOJTの強化

(2) 施設内研修の充実

ア 介護技術研修の実施(年6回)

イ 他施設との合同研修(事例に沿った介護技術等)の実施(年4回)

(3) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

5 多様なニーズに応じた地域福祉事業の実施

(1) 生活訓練事業所の開設及び円滑な運営(新規)

(2) 日中生活介護(通所)の実施(目標3名)

(3) 自立度が高い利用者の就労継続B型事業の利用促進(目標2名)

6 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 施設サービスの充実

ア 合唱等集団活動による高次脳機能障害に特化した生活介護プログラムの実施

イ 相談支援事業所と連携した利用者の地域生活移行(目標:2名)

ウ 利用者の意向を明確にしたケアプランの作成と定期的な見直し実施

(2) 計画的な設備整備の実施

ア 風呂場、利用者トイレ等の改修(利用者満足度調査結果(H25実施)による要望事項等の改善)

イ 施設内の安全対策・老朽設備の更新等

ウ 施設周辺の樹木剪定、花壇整備等による利用者アメニティーの確保

7 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

ア 基本理念や職員倫理綱領の唱和

イ 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の継続実施

ウ 提案制度及び研究発表大会への積極的参加

(目標:全職員からの提案提出)



## 2 心身障害者福祉センター (2) 附属リハビリテーション病院

### 【運営の方針】

先進医療機器を用いたり、各専門スタッフによる診察・治療から機能回復までの一貫したチーム医療サービスの提供や、近隣の医療機関や社会福祉施設との連携を図りつつ、多くの方々から選ばれる病院運営をめざす。

また、高次脳機能障害専門外来や新設の「生活訓練事業所」との連携等により、京都府南部の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療施設としての役割を果たす。

### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

##### (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

- ア 診療報酬の請求漏れ防止及び返戻・保留レセプトの早期請求手続の実施
- イ 医薬品在庫管理の徹底

##### (2) 利用料収入増の取組実施

目標：	1日当たりの外来患者数	110人
	1日当たりの入院患者数	22人（病床利用率 90%）

##### ア 入院・外来患者の増加対策

- ・関係医療機関等からの後送患者の受入れ要請
- ・障害児（者）歯科の積極的受入れ（近隣社会福祉施設等）
- ・出前講座、近隣社会福祉施設への訪問などによる地域への医療情報の提供・病院PR活動の実施
- ・近隣市町村や社会福祉協議会への広報紙、京阪宇治バスの車内放送による病院情報の提供及び案内

##### イ リハビリ業務体制の強化による訓練単位数の増加

#### 2 組織体制の強化

##### (1) 危機管理対策の強化

- ア 院内ラウンドによる医療安全対策、感染防止対策の継続的实施
- イ 医療安全管理マニュアル、感染防止対策マニュアルの随時見直し
- ウ インシデント報告、アクシデント報告の検証とフィードバックのための医療安全管理委員会の開催（週1回）
- エ 医療安全対策研修、感染防止対策研修をテーマとした院内講習会の実施(月1回)

##### (2) 病院職員ハンドブックの作成(新規)

病院職員としての自覚を促すため、病院基本事項を明記したハンドブックの作成

#### 3 効率的・効果的な事業運営

##### (1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

- ア 訓練予約患者のキャンセル枠の効率的運用による実質訓練単位数の増加
- イ ナースステーションや病室の改修、スタッフルームの新設
- (2) 電子カルテシステム導入の検討(新規)

#### 4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度（試行）及びエルダー制度によるOJTの強化
- (2) 施設内研修の充実
  - 医療チームとしての向上心や探求心を追求する院内研修の実施
- (3) 接遇マナーの向上
  - ア 明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施
  - イ 認知症や高次脳機能障害等の病態疾患に合わせた接遇研修の実施

#### 5 多様なニーズに応じた医療・福祉事業の実施

- (1) 高次脳機能障害対応医療機関としての機能の充実
  - ア 高次脳機能障害専門外来と「生活訓練事業所」の連携
  - イ 高次脳機能障害対応マニュアルの随時見直し
  - ウ 京都府リハビリテーション支援センターと連携した高次脳機能障害患者ケース検討会の実施（年4回）
  - エ 近隣関連機関と連携した、退院患者のアフターケア

#### 6 安心安全な医療サービスの提供

- (1) 患者の立場に立った快適な病院づくり
  - 「意見箱」等による利用者ニーズの把握や改善策の実施
- (2) 院内の安全対策及び病院環境整備、老朽設備の更新等
- (3) 地域との連携強化
  - 地域住民対象の「出前講座」及び「骨密度測定」の実施
- (4) 建物内禁煙の徹底

#### 7 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組の実施
  - ア 研究設備の充実等、研究環境の整備
    - 病室及び医局職員室、検査室等の移設・改修による臨床研究室の整備
  - イ 学会等への積極的な研究発表及び論文発表の実施

## 2 心身障害者福祉センター

### (3) 体育館

#### 【運営の方針】

心身障害者福祉センターの附属施設として、障害者支援施設等の利用者の身体運動や日中活動の支援を行うとともに、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たす。

#### 【事業計画】

##### 1 組織体制の強化

###### 危機管理対策の強化

- ア 危機管理マニュアルの見直し（毎月1回）
- イ ヒヤリハット報告の検証と事故防止の徹底、改善策の提案（随時）

##### 2 人材の育成と確保

###### (1) 人事考課制度（試行）によるOJTの強化

###### (2) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

##### 3 福祉サービスの充実

###### (1) 利用者サービスの向上

ア 障害者支援施設の入所者に対し、身体的機能の維持・向上や日中活動の充実に目的とした身体活動に対する支援の実施

イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一環としてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施

ウ 事業団他施設利用者等へのスポーツ指導(体育教室) や腰痛予防指導の継続実施

###### (2) ホームページによるタイムリーな情報提供

###### (3) 京都府南部地域の障害者スポーツ事業の充実

障害者スポーツのつどい（月1回）や、障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球等）の開催と各教室の成果を試す大会等の開催(年間10事業)

##### 4 活気溢れる職場づくり

###### (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

###### (2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

ア 朝礼時の基本理念の唱和、会議時における職員倫理綱領の唱和の実施

イ 提案制度への応募（チーム又は個人で1提案の提出）

### 3 洛南寮

#### (1) 養護老人ホーム

##### 【運営の方針】

利用者一人ひとりの人格と意志を尊重し、その方の有する能力に応じた援助や認知症進行予防などに積極的に取り組み、利用者の身体機能維持と自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

また、地域から認められ開かれた施設づくりをめざし、地域の諸行事への参加や地域貢献活動等に取り組む。

訪問介護事業においては、利用者の心身の状態に応じて、自立した日常生活が送れるよう適切なサービスを提供する。

##### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

(1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

(2) 利用料収入増の取組実施

(目標：年平均充足率90%以上)

- ア 福祉事務所等関係機関への訪問による利用者確保
- イ 入院や退所で生じる介護サービス空き枠の利用促進
- ウ 訪問介護事業の地域展開
  - ・ 利用者増を図るためケアマネ事業所、地域包括事業所等への定期訪問
  - ・ ケアマネージャーからの利用依頼への迅速対応

#### 2 組織体制の強化

危機管理対策の強化

- ア 無断外出等の事故発生防止対策の強化と各種マニュアルの見直し並びに徹底
- イ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）
- ウ 熱中症や食中毒、感染症（インフルエンザやノロウイルス等）予防対策の徹底
  - ・ 感染症対策委員会の定期的な開催（3ヵ月に1回開催）
  - ・ 消毒等衛生管理の徹底
  - ・ 水分補給と冷房等活用による熱中症対策の強化

#### 3 効率的・効果的な事業運営

業務内容やサービス時間の見直し

#### 4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度（試行）やエルダー制度によるOJTの強化

(2) 施設内研修の充実

- ア 介助技術研修の開催（年2回）
- イ 他施設との合同研修(事例に沿った介護技術など)の実施（年4回）
- ウ 人権擁護・虐待に関する研修会の実施（年2回）

(3) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

5 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 施設サービスの充実

ア 自立をめざした利用者支援の充実

- ・機能維持プログラム（園芸活動・体操やウォーキング等）の実施
- ・調理実習や買い物等利用者個々の状態に応じた活動の実施
- ・認知症進行予防プログラムの充実  
（音楽や塗り絵等の小グループ活動の継続や新規プログラムの開始）
- ・咀嚼や嚥下状態など利用者個人にあわせた食事形態の提供

イ 健康管理の充実

- ・利用者への感染症等予防啓発の実施（ポスター掲示等）
- ・看護師による健康チェックの徹底
- ・居室内禁煙及び施設内分煙の徹底・健康指導

(2) 計画的な設備整備の実施

- ア 明るい雰囲気のある玄関等の改修
- イ 草刈り等環境美化活動の実施（年2回）環境整備（月1回）
- ウ 施設周辺の樹木の剪定

(3) 地域に対する施設機能の開放(新規)

- ア 地域住民を対象とした介護相談会の実施（年3回）
- イ 民生委員を対象とした施設見学会の実施（年1回）

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

- ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施
- イ 提案制度への積極的な応募

### 3 洛南寮

#### (2) 救護施設

##### 【運営の方針】

利用者一人ひとりに応じた、豊かで充実した日々を過ごせるよう支援するとともに、利用者の有する機能の維持、自立につなげる訓練を行い、地域での生活に移行できるよう自立支援を重点に取り組む。

さらに、無断外出等の事故発生防止の取組を引き続き行い、利用者の安全確保に努める。

また、地域から認められ開かれた施設づくりをめざし、地域交流や地域貢献活動等にも取り組む。

##### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

- (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行
- (2) 福祉事務所や病院・一時保護所への情報提供や施設見学要請等による施設利用の促進  
(目標：年平均充足率95%以上)

#### 2 組織体制の強化

##### 危機管理対策の強化

##### ア 事故発生防止対策の強化

- ・新規入所者は約1ヵ月間の観察期間を設け、所在確認と細かな情報収集に努める
- ・利用者の状況によってはGPS探索可能な機器を活用
- ・単独外出に向けてのチェック項目の作成

##### イ 各種マニュアルの見直しと徹底

##### ウ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

##### エ 熱中症や食中毒、感染症（インフルエンザやノロウイルス等）予防対策の徹底

- ・安全衛生委員会の定期的な開催（3ヵ月に1回開催）
- ・消毒等衛生管理の徹底
- ・水分補給と冷房等の活用による熱中症対策の強化

#### 3 効率的・効果的な事業運営

個別対応と集団対応の効果的な時間配分をめざした職員体制及び業務分担の見直し

#### 4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度（試行）やエルダー制度によるOJTの強化
- (2) 施設内研修の充実

- ア 介助技術研修の開催（年2回）
- イ 他施設との合同研修(事例にそった介護技術など)の実施（年4回）
- ウ 人権擁護・虐待に関する研修会の実施（年2回）

(3) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

5 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 施設サービスの充実

- ア 地域生活移行への取組（目標2名以上）
  - ・就労移行支援事業所の業務（法人内清掃）への派遣（新規）
  - ・独自の自立評価表作成による目標到達度の確認
  - ・外出同行や買い物支援等を通じた自立の促進
  - ・ガイドヘルパー利用による外出援助
  - ・地域清掃活動の実施（月1回）
  - ・地域移行に向けた先駆的な取組実施施設への視察
- イ 健康増進・機能維持訓練の実施  
（体操・ウォーキング・園芸活動や体育指導員とのレクリエーション等）
- ウ 健康管理の充実
  - ・利用者への感染症等予防啓発の実施（ポスター掲示等）
  - ・看護師による健康チェックの徹底
  - ・居室内禁煙及び施設内分煙の徹底・健康指導

(2) 計画的な設備整備の実施

- ア 明るい雰囲気のある玄関等の改修
- イ 居住棟の床・壁の張替
- ウ 草刈り等環境美化活動の実施（年2回）及び環境整備（月1回）
- エ 施設周辺の樹木の剪定

(3) 地域に対する施設機能の開放(新規)

ボランティア講習会や地域の児童対象の紙漉体験会の開催（年2回）（新規）

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

- ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施
- イ 提案制度への積極的な応募

## 4 東山母子生活支援施設（東山ファミリーホーム）

### 【運営の方針】

DV被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して心身ともに安らぎ、安全な生活環境を提供し、母子の自主性を尊重した自立に向けて、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を援助する。

また、虐待防止等に関する職員の資質向上に一層努め、社会的養護を担う施設として利用者からの信頼を得る施設づくりに努める。

### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

##### (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

職員による清掃や設備管理等による経費の削減

##### (2) 定員の充足をめざした関係機関（各市町村福祉事務所等）との合同研修会や会議での情報交換及び日常業務での随時相談等によるネットワークの強化

#### 2 組織体制の強化

##### 危機管理対策の強化

ア 虐待対応マニュアル及び緊急時対応マニュアルの徹底

イ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

ウ うがいや消毒の徹底など感染症（インフルエンザやノロウイルス等）予防対策の徹底

#### 3 人材の育成と確保

##### (1) 人事考課制度（試行）やエルダー制度によるOJTの強化

##### (2) 虐待防止に係る相互指導等職場内研修の定期実施（年6回）

##### (3) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

#### 4 施設サービスの充実

##### (1) 自立をめざした利用者支援

ア 自立目標の設定（2ヵ年）及び母子のめざす自立への支援

イ 関係機関（京都ジョブパーク、京都府パーソナルサポートセンター等）の活用による母親の就労促進

・就労セミナー等の受講及び求職者支援制度の活用

・求職活動への同行支援



ウ 保育支援の充実

就職活動時や緊急時等の補完保育と母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

エ 必要時の家事支援、居室片付け手伝い等家庭生活へのサポート実施

(2) 母子支援の充実

ア DV被害者の母及び被虐待児に対する心理療法を取り入れた個別面接支援の実施  
(1人あたり月2回)

イ 小児科医による子育て相談の実施(年6回)

ウ 親子参加事業「かるがもクラブ」の実施(年6回)

エ 3歳児までの母親を対象とした「ひよこクラブ」の実施(年4回)

オ 多様な野菜作りやおやつ作り等食育指導の実施

5 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 共有スペースへの生け花や児童の作品展示等による明るい雰囲気づくり

## 5 視力障害者福祉センター

### 【運営の方針】

全国唯一の自治体立のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設として、視覚障害者の職業的自立を支援するため、長年蓄積してきたノウハウと経験を活かし、国家試験全員合格を目標に教育訓練の充実、強化を図るとともに、利用者が安心して勉学に取り組めるよう環境づくりに努める。

併せて、新たに特定相談支援事業所の指定を受けて、サービス等利用計画の作成等、計画相談支援サービスを実施する。

### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

##### (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

- ア 卒業生の宿舍利用期限を3月下旬まで延長(17日間増) (新規)
- イ 地域住民対象のあん摩・はりの臨床実習の実施(臨床患者見込数 1,250名)
- ウ 計画相談支援に係る報酬加算項目の点検(新規)
- エ 理教連模試の試験問題の有料化(新規)

##### (2) 利用料収入増の取組実施

利用者数の確保(目標:利用者数50名)

- ア 体験見学会の開催(年2回)及び聴講生募集期間の弾力的延長
- イ 視覚障害者が利用しやすいホームページへの見直し(新規)
- ウ 福祉事務所や病院眼科への訪問による施設PRと利用の斡旋要請(新規)

#### 2 組織体制の強化

##### 危機管理対策の強化

- ア 各種危機管理マニュアルの見直し
- イ 障害者虐待防止研修受講(年1回以上)(新規)
- ウ 事故防止検討委員会による事故・ヒヤリハット事例の分析並びに日常的な点検及び対策の実施
- エ 感染症等予防策の徹底及び発生時対応体制の強化(舎監2人体制確保等)(新規)

#### 3 効率的・効果的な運営

##### 業務プロセスの見直し改善策の実施

- ア 実技の授業における教員1人体制の試行実施(新規)
- イ 無線LAN環境構築による会議運営の効率化(新規)

#### 4 人材の育成と確保

##### (1) 人事考課制度(試行)によるOJTの強化

(2) 施設内研修の充実

- ア サービス管理責任者及び相談支援専門員の養成研修の計画的受講（新規）
- イ 職場内でのAEDを含む救命救急講習会の実施（利用者と合同）（新規）

(3) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

5 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

特定相談支援事業所の開設による計画相談支援サービスの実施（新規）

6 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 施設サービスの充実

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実

- ・受験者を対象とした補習授業、模擬試験の実施

目標合格率	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゆう師
	100%	100%	100%

イ 授業の質の向上をめざした授業内容改善会議の実施（年2回）

ウ 視覚障害者の社会的・経済的自立支援の促進

- ・治療院等への「職場見学会」の実施
- ・就労支援員等による卒業予定者等への就職先斡旋等の実施

エ 京都府視覚障害者協会等と連携し、利用者向け「パソコン講習会」実施

オ 利用者向けの施術者マナー講習会の実施（平成27年1月予定）（新規）

(2) 安心安全な環境整備

ア 施設内外の日常点検による安全管理、安全対策の実施

イ 禁煙等健康管理指導の徹底

(3) 地域に対する施設機能の開放

施設行事への招待及び地域行事への参加

- ・地域あん摩奉仕の実施（11月上旬）
- ・老人福祉施設を訪問し、あん摩奉仕（年1回）

7 活気溢れる職場づくり

職場の活性化を目的とした取組の実施

- ・法人の提案制度への積極的参加及び施設内業務改善提案制度の実施

## 6 桃山学園

### (1) 障害児入所施設

#### 【運営の方針】

知的障害のある児童の自立生活に必要な基本的な生活習慣や知識・技能が身につくよう療育し、家庭復帰や社会的自立をめざしながら児童の健やかな成長を支援する。

特に、児童相談所や学校、地域生活支援事業を行う各事業所等と連携した被虐待ケースの積極的な受入れ（施設入所、一時保護、短期入所）や、受入れ後の保護者相談対応、家族関係再構築のサポートへも力を入れる。

#### 【事業計画】

##### 1 財務基盤の確立

###### (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

デマンド装置やエアコン集中制御等OA機器導入等による節電

###### (2) 利用料収入増の取組実施

ア 各地域相談事業所への定期訪問や情報交換等による施設利用促進

（目標：平均利用児童数 1日あたり27名）

イ 空き室を有効に活用した短期入所児童の積極的受入れ

（目標：年間延べ720名）

##### 2 組織体制の強化

###### 危機管理対策の強化

ア 危機管理関係マニュアルの見直し

イ 記録システム活用によるヒヤリハット事例の分析及び防止策の実施

##### 3 効率的・効果的な事業運営

###### 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 変則勤務業務の統廃合による効率的運営

イ 記録システム活用による業務省力化

ウ 効率的な会議運営による会議時間の短縮

##### 4 人材の育成と確保

###### (1) 人事考課制度（試行）及びエルダー制度によるOJTの強化

###### (2) 施設内合同研修の充実

ア 施設内虐待防止を目的とした人権研修実施(年2回)

イ 救急対応と健康管理向上のための保健研修実施(年2回)

ウ 心理的支援技術向上のための研修実施(年1回)

- エ 施設内研究発表研修(年1回)
- (3) 接遇マナーの向上
  - ア 明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施
  - イ 苦情内容の分析結果を活用した接遇研修の実施
- 5 多様なニーズに応じた福祉事業の実施
  - (1) 一次保護や短期入所事業、日中一次支援事業による地域福祉サービスの提供及び被虐待児童への支援
  - (2) 特定相談支援事業所の開設による計画相談支援の実施（新規）
- 6 安心安全な福祉サービスの提供
  - (1) 施設サービスの充実
    - ア 児童一人ひとりの年齢や障害特性、発達段階に合わせた個別支援計画の策定と見直し
    - イ 「入所のしおり」に基づく生活ルール遵守指導の徹底
    - ウ 強度行動障害を示す児童に対し、生活環境の整備、個別対応プログラムの充実、コミュニケーション方法の工夫等による不適応行動軽減策の実施
    - エ 自立をめざした進路指導の強化
      - ・特別支援学校(府立八幡支援校)との連携のもと児童の希望や特性に応じた進路指導や退所先訪問・個別相談対応等アフターケアの実施
      - ・成人施設移行に向けた、衣食住に係る生活指導や日課活動等の充実と保護者支援(個別相談、成人施設との調整、体験入所付き添い等)の実施
    - オ 児童のニーズに応じた就学支援
  - (2) 計画的な設備整備の実施
    - ア 防災設備及び危険箇所・破損箇所の定期点検(毎月)
    - イ 施設周辺の清掃の実施(毎月)
- 7 活気溢れる職場づくり
  - (1) 挨拶の励行(引き継ぎ時挨拶唱和等)及びクリーンタイムの継続実施
  - (2) 職場の活性化を目的とした取組の実施
    - ア 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の実施
    - イ 積極的な提案制度への応募及び研究発表会への参加

## 6 桃山学園

### (2) 児童養護施設

#### 【運営の方針】

社会的養護を必要とする児童に対し、基本的な生活習慣を身に付け、豊かな人間性や社会性を養い、児童の自立、家庭復帰のための支援を行う。

また、被虐待児や発達障害児童に対しては個別の課題を設定し、その克服に更に力を傾注するとともに、高校生や中学生に対しては、卒業後の就職や進学がスムーズに行えるよう進路指導や就労体験、社会生活に必要な知識や技能の取得指導に努める。

#### 【事業計画】

##### 1 財務基盤の確立

###### (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

デマンド装置やエアコン集中制御等OA機器導入等による節電

###### (2) 利用料収入増の取組実施

ア 短期入所事業利用時や日常業務の中での密な情報交換や、緊急困難ケースへの迅速対応等、児童相談所など関係機関との連携強化による施設利用促進

イ 短期入所事業の利用増を目的とした情報発信（目標：年間延べ100名）

##### 2 組織体制の強化

###### 危機管理対策の強化

ア 危機管理関係マニュアルの見直し

イ 記録システム活用によるヒヤリハット・事例報告の分析及び防止策の実施

##### 3 効率的・効果的な事業運営

###### 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 記録システム活用による業務省力化

イ 効率的な会議運営による会議時間の短縮

##### 4 人材の育成と確保

###### (1) 人事考課制度（試行）及びエルダー制度によるOJTの強化

###### (2) 施設内合同研修の充実

ア 施設内虐待防止を目的とした人権研修実施(年2回)

イ 救急対応と健康管理向上のための保健研修実施(年2回)

ウ 心理的支援技術向上のための研修実施(年1回)

エ 施設内研究発表研修(年1回)

(3) 接遇マナーの向上

- ア 明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施
- イ 苦情内容の分析結果を活用した接遇研修の実施

5 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 一時保護入所の積極的受入れによる被虐待児童への支援
- (2) 短期入所事業の積極的受け入れによる地域福祉サービスの提供

6 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 施設サービス充実

- ア 児童一人ひとりの年齢や障害特性、発達段階に合わせた個別支援計画の策定と見直し
- イ 「生活のきまり」に沿った生活ルール遵守指導の徹底
- ウ クラブ活動や習い事等による意欲、達成感の喚起
- エ 被虐待児童や万引き・暴力等問題行動を起こす児童への個別支援の強化
  - ・心理担当職員と精神科医による心理ケアの継続実施
  - ・家庭支援専門員による家族や児童相談所、学校との課題調整の継続実施
- オ 自立をめざした支援の充実（対象：中学・高校生）
  - ・関係機関との連携による児童の希望や特性に応じた進路指導及び退所先訪問や個別相談等アフターケアの実施
  - ・職場体験やアルバイト等の実施指導
  - ・金銭管理指導の実施（お小遣い自己管理、小遣い帳記帳等）
  - ・社会生活に必要な知識の指導（食事マナー、交通ルール、社会手続き等）
- カ 家庭学習支援の充実（小学生対象）
  - ・児童指導補助員による学習支援の強化
  - ・桃山東小学校教諭による訪問指導（生活・学習指導）の受入れ継続（週1回）

(2) 計画的な設備整備の実施

- ア 防災設備及び危険箇所・破損箇所の定期点検（毎月）
- イ 施設周辺の清掃の実施（毎月）

7 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行（引き継ぎ時挨拶唱和等）及びクリーntタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組の実施
  - ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施
  - イ 積極的な提案制度への応募及び研究発表会への参加

## 7 こども発達支援センター

### 【運営の方針】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援について専門スタッフの連携による総合的な児童発達支援サービスの提供に努め、こども達の健やかな成長と発達をめざす。今年度からは新たに相談支援事業所と保育所等訪問支援事業所を開設し、児童発達支援センターとしての機能の充実を図る。

また、発達障害に関する講演会の開催や関係機関への研修等講師派遣等、市町村の療育体制へのサポートにも取り組む。

### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

##### (1) 予算管理の徹底及び経費の効果的執行

職員の予算管理意識向上を目的とした運営会議での収支状況報告の実施(毎月)

##### (2) 利用料収入増の取組実施

ア 通園児童の発達に応じたグループ化等による保育内容の充実と保育日数の増

(目標：福祉型日々通園児30名、医療型契約5名増、重心契約1名増)

イ 外来診療におけるセラピーの効率的な予約の実施

・医師との連携強化

(目標：セラピー予約件数 1日あたり9件)

#### 2 組織体制の強化

##### (1) 危機管理対策の強化

ア 各種マニュアル等の整備(事故防止マニュアル、虐待対応マニュアル等)

イ ヒヤリハット事例について早期報告と対応策の共有化による事故防止の徹底

ウ 感染症予防委員会の定期開催(月1回)により感染症予防対策の徹底

#### 3 効率的・効果的な事業運営

##### (1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 会議運営の簡素化・効率化

イ 記録業務等の効率化による時間外勤務の削減

#### 4 人材の育成と確保

##### (1) 人事考課制度(試行)及びエルダー制度によるOJTの強化

##### (2) 施設内研修の充実

職員の専門性に応じた外部研修への参加と施設内での異なる分野のテーマ設定による所内研修の実施

##### (3) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施



## 5 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

### (1) 相談支援事業、保育所等訪問支援事業の開始（新規）

- ア 新規通園児に対する個別相談の実施
- イ 障害児が集団生活を営む保育園等に専門職を派遣し、当該施設における集団生活への適応のための専門的な支援の実施

### (2) 地域支援事業の実施

- 支援学校や地域療育教室への職員派遣、研修会等への講師派遣

### (3) 一般府民対象の「発達障害講演会2014」開催（年2回）

## 6 安心安全な医療・福祉サービスの提供

### (1) 施設サービスの充実

- ア 発達障害児に対する効率的な診療体制の構築  
（目標：初診待機期間の短縮 2カ月以内）
- イ 発達に応じた適切な療育プログラムの提供
- ウ 保護者支援の充実
  - ・通園児保護者対象学習会の実施（年10回）
  - ・外来児保護者対象の学習会等の実施
  - ・発達障害学習会の開催（年2クール/1クールあたり4回実施）
  - ・ペアレントトレーニングの実施（年2クール/1クールあたり8回実施）

### (2) 計画的な設備整備の実施

- ア 遊具等設備の定期点検実施
- イ 環境美化活動の実施(草刈り等・年3回以上)

## 7 活気溢れる職場づくり

### (1) 挨拶の励行及びクリーntタイムの継続実施

### (2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

- ・多職種連携による事業団研究発表会での発表

## 8 相談支援事業所 TOMO

### 【運営の方針】

障害者総合支援法に基づく相談支援事業所として、重度の身体障害者ができるだけ住み慣れた地域で、その人らしく、自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関とも連携を図って支援する。

### 【事業計画】

#### 1 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

##### (1) 施設利用者のニーズに応じた日中生活の活性化支援

ア 入所施設からほかの生活介護事業への継続通所支援(目標3名)

イ 入所施設から他の就労継続B型事業所への利用支援(目標2名)

##### (2) 入所施設から地域生活への移行の実現(目標2名)

##### (3) 地域とのつながりを重視し、他事業所とのネットワークの構築

##### (4) 在宅生活支援のための障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護など)の展開とグループホームの設置検討

#### 2 活気溢れる職場づくり

##### (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

##### (2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

基本理念の唱和と、職員倫理綱領の唱和の実施

## 9 発達障害者支援センター

### 【運営の方針】

発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所等との連携を強化するとともに、新たに京都府全体の支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組む。また、職員の資質・専門性の一層の向上を図り、支援センターとしての機能の充実・強化を図る。

### 【事業計画】

#### 1 組織体制の強化

##### (1) 危機管理対策の強化

危機管理体制の強化を目的として緊急時マニュアルの策定

##### (2) 発達障害者支援の専門的・中核的機関としての機能強化

ア 京都府全体の支援体制づくり

イ 発達障害専門研修の実施

ウ 圏域支援センター等のバックアップ支援機能の強化

#### 2 人材の育成と確保

##### (1) 人事考課制度（試行）によるOJTの強化

##### (2) 接遇マナーの向上

明るく元気な挨拶や服装等身だしなみへの配慮と、職員間相互チェックの実施

#### 3 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

##### (1) 専門的・中核的拠点としての役割分担・連携体制の明確化

ア 京都府内の支援体制整備

イ 専門相談機関としての資質・専門性の向上

##### (2) 発達障害者支援センターバックアップ支援

ア 圏域支援センターのバックアップ支援

イ 相談支援事業所等のバックアップ支援

##### (3) 支援者等に対する人材育成の充実

ア 支援者養成事業の実施（年1回）

イ 各種専門研修の実施

##### (4) 発達障害の理解促進と普及啓発

ア 府民を対象とした公開講演会の開催（年1回）

イ ホームページ等によるタイムリーな情報提供

(5) 関係機関・団体との連携強化

ア 連絡協議会等各種会議の開催

イ 関係機関等の会議への積極的参加及び適切な助言・指導等

4 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組の実施

積極的な提案制度への応募及び研究発表会への参加



<http://www.ksj.or.jp/>



**社会福祉法人京都府社会福祉事業団**

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階  
TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236